

令和5年度 中山間地域等直接支払制度の実施状況

東栄町 農林係

中山間地域等直接支払制度とは平地に比べて農業生産条件の不利な中山間地域等において、集落等を単位に、農用地を維持・管理していくための取り決め（協定）を締結し、それにしたがって農業生産活動等を行う場合に、面積に応じた交付金により活動を支援する制度です。東栄町では現在3地区で制度を活用しています。

1 集落協定の概要

（1）制度の対象となる地域及び農用地

ア 対象地域

- ・特定農山村法、山村振興法、過疎地域自立促進特別法で指定された地域

イ 対象農用地

- ・農振農用地区域内の農用地で、傾斜等の一定の要件を満たす農用地

（2）対象者

- ・集落協定又は個別協定に基づき、5年間以上継続して農業生産活動等を行う農業者等

（3）交付単価（10aあたり）

地目	区分（傾斜度）	交付単価
田	急傾斜（1/20以上）	21,000円
	緩傾斜（1/100以上）	8,000円
畑	急傾斜（15度以上）	11,500円
	緩傾斜（8度以上）	3,500円

2 協定農用地の基準別の面積及び交付額

集落協定名	交付基準		面積	交付額
大下田	田	急傾斜	27,763㎡	583,023円
桑原	田	急傾斜	17,555㎡	368,655円
上古戸	田	急傾斜	10,961㎡	230,181円
		緩傾斜	14,780㎡	118,240円

3 集落協定締結数、個別協定締結数及び各集落等への交付額

（1）集落協定数 3協定

(2) 協定集落別交付額

協定集落名	交付額
大下田	583,023 円
桑 原	368,655 円
上古戸	348,421 円

(3) 交付金の配分割合と使途

協定集落名	個人への配分割合	共同取組活動への配分割合	共同取組活動への配分額の使途
大下田	82.3%	17.7%	・役員報酬 ・その他
桑 原	75.4%	24.6%	・役員報酬 ・鳥獣被害防止対策
上古戸	100%	0%	—

4 農業生産活動等の実施状況

集落協定名	農業生産活動等		多面的機能を増進する活動		
	耕作放棄の防止等の活動	水路、農道等の管理活動	国土保全機能を高める取組	保健休養機能を高める取組	自然生態系の保全に資する取組
大下田	・柵、ネットの設置等鳥獣被害防止 ・農地の法面管理	・水路の管理 ・農道の管理	・周辺林地の下草刈	—	—
桑 原	・柵、ネットの設置等鳥獣被害防止 ・農地の法面管理	・水路の管理 ・農道の管理	・周辺林地の下草刈	—	—
上古戸	・柵、ネットの設置等鳥獣被害防止 ・農地の法面管理	・水路の管理 ・農道の管理	・周辺林地の下草刈	—	—

5 農業生産活動等の体制整備の実施状況

集落協定名	集落戦略の作成状況
大下田	集落において作成中
桑 原	集落において作成中
上古戸	集落において作成中